

平成30年 第1回定例会 意見案一覧

整理 番号	意見案	発議	各派の態度				
			自	民	結	公	共
1	高齢者や若者成人等の消費者被害を防止・救済する実効的な消費者契約法改正を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
2	北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた推進に関する意見書	環境生活	○	○	○	○	○
3	根室海峡海域におけるロシア連邦トロール漁船に関する意見書	水産林務	○	○	○	○	○
4	旧優生保護法において実施された優生手術に対する補償等の早期解決を求める意見書	少子高齢社会対策	○	○	○	○	○

平成30年 第1回定例会 決議案一覧

整理 番号	決議案	発議	各派の態度				
			自	民	結	公	共
1	2025年国際博覧会の誘致に関する決議	政 審	○	○	○	○	×

※自(自民党・道民会議)、民(民主党・道民連合)、結(結志の会)、公(公明党)、共(日本共産党)

高齢者や若年成人等の消費者被害を防止・救済する実効的な消費者契約法  
改正を求める意見書

消費者契約に関する消費者と事業者との間の交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護を図るため、平成13年4月に消費者契約法が施行された。

その後、加齢や認知症等の影響により判断力が低下した高齢者を狙った訪問販売や電話勧誘販売による契約トラブル、判断力の未熟さ等につけ込んだマルチ商法などによる若年成人の契約トラブルが増加するなど深刻な状況にあることから、国は、こうした高齢化の進展を初めとした社会経済情勢の変化等に対応するため、平成28年通常国会において消費者契約法の一部を改正し、事業者の不当な勧誘による契約の取り消しや不当な契約条項の無効に関する規定を新たに定めたものの、いくつかの論点が今後の検討課題とされたところである。

こうした状況において、高齢化社会や高度情報通信社会のさらなる進展という社会・経済状況の変化に加え、現在国会で審議されている民法の成年年齢の引き下げが実現した場合は、若年成人の消費者被害のさらなる増大が懸念されるなど、消費者被害を防止・救済するためには実効的な法制度の整備が必要である。

よって、国においては、今後の検討課題への対応を図り、高齢者や若年成人等の消費者被害を防止・救済するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

## 記

- 1 平成30年通常国会に提出されている「消費者契約法の一部を改正する法律案」については、早期の成立・施行を実現すること。
  - 2 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる、いわゆる「つけ込み型」勧誘の類型による契約の取り消しに関する規定の創設など、内閣府消費者委員会において「早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題」とされた事項については、早急に検討し法制度の整備を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣  
消費者庁長官

} 各通

北海道議会議長 大谷 亨

## 北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた推薦に関する意見書

北海道・北東北の縄文遺跡群は、北海道、青森県、岩手県及び秋田県に所在する17遺跡を構成資産とし、世界遺産登録を目指している。

縄文文化は、日本列島の多様性に富む生態系を巧みに利用することで定住を達成し、協調的な社会が1万年以上にわたって発展、成熟した、人類史上極めて希有な先史文化であり、北海道・北東北はその中核であった。

特に、我が国に稲作農耕が伝わり、弥生文化が本州に広まった後も、北海道においては、狩猟、漁労、採集による続縄文文化が展開し、自然への畏敬や共生の思想など、命ある全てのものを尊重する精神文化が脈々と引き継がれ、今日のアイヌ文化につながるなど、固有の歴史、文化が展開している。

平成21年1月の世界遺産暫定一覧表記載以来、北海道・北東北の4道県と関係市町が連携し、文化庁の指導のもとユネスコへの推薦に向けて準備を進め、世界遺産登録実現への機運が高まっている。

よって、国においては、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産の早期登録に向け、文化審議会において、平成30年度のユネスコ推薦候補に決定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
文部科学大臣  
内閣官房長官  
文化庁長官

} 各通

北海道議会議長 大谷 亨

## 根室海峡海域におけるロシア連邦トロール漁船に関する意見書

我が国固有の領土である北方領土に隣接した根室海峡海域においては、昭和63年ころよりロシア連邦トロール漁船による操業が始まって以来、当該海域のスケトウダラ資源が激減しており、羅臼地区においては、これまで2度にわたる68隻の減船や休漁などの自主的な漁業再編対策を余儀なくされてきたところである。

また、平成10年から操業が開始されている北方四島周辺水域における安全操業において、近年ロシア側による訪船が増加し、操業等への支障が生じているほか、ロシア連邦トロール漁船による漁具被害が発生し、これまで延べ208件、6500万円以上の被害額となっているところであり、漁業者にとってロシア連邦トロール漁船による漁具被害は漁具の補充と水揚げの減少など多大な負担となっている。

さらに、近年は、羅臼地区のスケトウダラのみならず、標津や野付地区においてもコマイやカレイなどの沿岸資源に大きな影響が見られ、これ以上資源が減少した場合、根室海峡海域で操業する漁業者の経営が成り立たなくなるばかりか、漁業を主産業として発展してきた地域の産業構造そのものも崩壊につながる極めて重大な局面を迎えている。

このため、毎年、地元から国に対して申し入れが行われているが、依然としてロシア連邦トロール漁船の操業が行われており、漁具被害等が続いている状況にある。

よって、国においては、根室海峡海域でのロシア連邦トロール漁船操業の抑制が図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
農林水産大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣

} 各通

北海道議会議長 大谷 亨

旧優生保護法において実施された優生手術に対する補償等の早期解決を  
求める意見書

昭和23年に制定された旧優生保護法は、戦後の社会的環境を考慮し、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに母性の生命健康を保護する」ことを目的として、任意の優生手術や人工妊娠中絶の実施等の手続等を定めたものであるが、同法では、障がい者に対する優生上の理由による不妊手術や人工中絶等は、本人の同意なく実施することが可能とされ、厚生労働省によると旧優生保護法下において、本人の同意なく実施された手術は全国で約1万6000件、北海道内で約2500件にも上るものである。

旧優生保護法の目的その他の規定において、「不良な子孫の出生を防止する」という優生思想に基づく部分が障がい者に対する差別になっている等の理由から、平成8年に母体保護法に改正されたものの、本人の同意なく実施された手術は、戦後間もない社会情勢のもとでの合法的措置とはいえ、現在の権利擁護の考え方や今日の価値観と照らしてみても相入れないものであって、優生手術に対する早急な補償等の対応を講ずる必要がある。

今般、道では、旧優生保護法に基づき設置された「優生保護審査会」の資料の一部が保存されていることが確認できたことから、これらの資料を取りまとめて公開した。

こうした中、道内においても、過去に行われていた優生手術の実態や救済を求める声や動きがあり、今後、こうした声がさらに高まっていくことが予想される。

よって、国においては、旧優生保護法下で実施された優生手術の実態調査及び記録の保存、優生手術に対する補償等の早期解決を図るため、速やかに適正な措置を講ずるよう強く要望する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

} 各通

北海道議会議長 大谷 亨

2025年国際博覧会の誘致に関する決議

国際博覧会は、人類が抱える地球的規模の課題に対し、世界から英知を一同に集め、解決方策を提言する場であり、新しい時代を生きる知恵を広く発信することにより、世界と日本の平和的発展に大きく寄与することが期待されている。

現在、我が国は、2025年国際博覧会の誘致に向け、「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマを掲げて開催国に立候補し、BIE（博覧会国際事務局）総会において2回目のプレゼンテーションを行ったところであり、国内においても誘致の実現に向けた機運の醸成が一層求められているところである。

2025年国際博覧会を我が国で開催することは、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、着実に芽吹き、実を結びつつある新たな産業のイノベーション創出やさらなる観光客の増大などを通じた経済成長をさらに加速することが期待されるとともに、来日する外国人観光客等に北海道の「自然」や「文化」、「食」などを発信・PRする好機となり、大変意義のあるものとなる。

加えて、国際博覧会の開催実現による経済波及効果は開催地にとどまることなく、関西圏域からの来道者数が増加傾向にある本道においては、国内外からの多数の観光客を本道に呼び込む絶好の機会ともなり、観光産業の振興のほか、交流人口の拡大などを通じて、本道経済の活性化につなげていくことが期待できるものである。

よって、北海道議会は、大阪・関西における2025年国際博覧会の開催を希望し、2025年日本万国博覧会誘致委員会の招致活動に対して、全面的に支援し協力を行うものである。

以上、決議する。

平成 年 月 日

北海道議会